

【質問内容・大綱3点】

大綱1 みやぎこども育英基金と校庭プレハブ仮設住宅について

- ① 校庭プレハブ仮設住宅に関する具体的な動きと解消に向けて
- ② 県内各市町の校庭プレハブ仮設住宅解消の目標時期
- ③ 不登校児童や被災地の子供たちを支援するための事業想定とその時期
- ④ 東日本大震災みやぎこども育英基金の余剰金約55億円の具体的な予算配分
- ⑤ 震災前からのひとり親家庭の子供たちへの奨学金支給
- ⑥ 基金対象範囲の拡充を受けての予算編成

大綱2 震災復興とその先を見据えた社会資本整備について

- ① 維持管理時代へ向けた総合計画の策定時期と必要予算額
- ② 国土強靱化地域計画の基本的考えとその策定時期
- ③ 国土強靱化基本法の施行以降の国からの財政支援のあり方
- ④ 気候変動を加味した降雨強度式の算定、地下式雨水槽の技術開発などへの対応
- ⑤ 災害公営住宅整備業における雨水貯留浸透事業について
- ⑥ 流域対策としての雨水貯留浸透事業を含めた総合的な治水対策事業の展開
- ⑦ 国道286号線の山田付近から人来田付近までの交通渋滞解消に向けた対策
- ⑧ 東北地方を牽引する県境整備を含めた宮城県の社会資本整備の考え方
- ⑨ 中長期戦略としての宮城県版ニューディール政策の策定提案

大綱3 高齢化社会に直面する医療、介護のあり方について

- ① 平成37年の介護職従事者の数値目標とその実現に向けた計画
- ② 宮城県版介護職におけるマイスター制度の創設提案
- ③ 介護事業者等への顕彰制度の提案

【前段】

宮城県政の各施設推進、そして、その是非は県知事選挙のみならず、私たち県議会議員選挙においても、県民の間において大いに争点として議論されるべきものであると考えます。宮城県が抱える問題や課題は、子育てや教育再生、少子高齢化や地方の過疎化、地域医療や福祉、環境やエネルギー、財政の再建や社会資本整備などなど、持続可能な社会がほころびを見せ、多くの県民が新たな展望を今この時も望んでおり、先送りすることが許されない喫緊の問題や課題は数多くあります。そして、震災復興に対する現状の是非とこれからの更なる推進、震災復興の先を見据えた宮城のあり方は、この度の選挙争点の大命題でもありました。しかしながら、平和安全法制など、国政の代理論戦の色合いが濃いものになってしまったことは残念なことでありました。また、仙台市の各区の投票率の結果が40%台であったことを初め、県内の多くの選挙区においては40%台の投票率となったこの結果を、私たち議員自身は重く受け止めなければならないと考えます。

私たち議員は、本県の現状を議会という県政の最前線で把握し、政治活動における自らの知見と、多くの皆様との語り合う中でつくり上げる県民の代表者としての声をこの議会に届ける責任があります。「宮城県のことは、宮城県民みんなで考え、宮城県民みんなの手で形にする。」その先導である県民の代表者が私たち議員であり、英知の結集の場が本議会であると考えます。「自分たちの時代は自分たちでつくる。」私自身、これまで政治に対する思いや覚悟をこの言葉に込めてまいりましたが、改めてこの言葉を具現化するため、新たな任期の一回目の一般質問として以降大綱3点についてお伺いして参ります。

【大綱 1 みやぎ子ども育英基金と校庭プレハブ仮設住宅について】

質問 1 校庭プレハブ仮設住宅に関する具体的な動きと解消に向けて

今後はプレハブ仮設住宅も順次解消されていくこととなりますが、こうした中でも学校の校庭に建設したプレハブ仮設住宅に対応して解消していくことが重要な課題であります。入居者の皆さまの理解への促進を図り、集約化を進め、震災前の日常が不自由なく取り組める教育環境を取り戻していくことを子供たちのためにも優先していきたいと考えます。

復興庁から、9月末、校庭プレハブ仮設住宅に関する支援策の通達がされておりますが、これを受けた具体的な動きと校庭プレハブ仮設住宅解消に向けたご意見をお聞かせ下さい。

答弁 1 (伊東昭代保健福祉部長)

学校校庭に建設されたプレハブ仮設住宅の影響により子供たちの教育環境が制限されており、県としても早期に回復する必要があると認識しております。こうした中、国においても、学校校庭にある仮設住宅に関する支援として、代替運動施設への移動支援などが示されたところであり、現在、県及び関係市町において、その活用について検討している所であります。県といたしましては、今後とも関係市町と連携し、入居者の住宅再建状況や退去推移などを確認しながら、学校校庭に建設された仮設住宅の早期解消に努めてまいります。

質問 2 県内各市町の校庭プレハブ仮設住宅解消の目標時期

校庭プレハブ仮設住宅の解消の目標の時期を示していくことは、学校における教育内容や年間計画を立てる意味においても重要であると考えます。県内各市町の校庭プレハブ仮設住宅解消の目標時期をお聞かせ下さい。

答弁 2 (伊東昭代保健福祉部長)

現在、校庭プレハブ仮設住宅がある県内5市町のうち、七ヶ浜町については平成28年度、気仙沼市については平成29年度中に解消する見込みであります。また、石巻市、東松島市、南三陸町の3市町については具体的な解消時期が示されておきませんが、現在、各市町においてプレハブ解消に向け検討しているところであり、県といたしましても、引き続き仮設住宅の集約化や解体計画策定について、市町に対して助言を行ってまいります。

質問3 不登校児童や被災地の子供たちを支援するための事業想定とその時期

宮城県次世代育成支援対策地域協議会、宮城県子ども・子育て会議において、基金の使用拡充の方針である震災遺児孤児を養育している里親などへの支援、被災地の子供たちへの心のケアに関する支援、震災の影響が考えられる不登校児童への支援、その他、被災地の子供たちの健全な育成のための支援の4つの拡充方針が示されたところであります。議員発議であるみやぎ子ども・子育て県民条例を具現化するための貴重な財源として、一般財源の中では予算措置をできなかった事業や、乳幼児から自立した大人になるまでの切れ目ない支援を行う事業などへ今後展開されていくと期待いたしますが、幅の広い受けとめ方ができる表現となっている震災の影響が考えられる不登校児童への支援、その他、被災地の子供たちの健全な育成のための支援はどのような事業を考えているのか、お聞かせ下さい。

また、その事業が提案される時期はいつであるのか。それに伴う条例改正が必要であるのかもお聞かせ下さい。

答弁3 (村井嘉浩知事)

育英基金の使途拡充につきましては、尊い寄附金を被災地に暮らす子供たちのために有効活用できないかと、これまで検討を重ね、今回、4つの拡充の方針を取りまとめたところであります。そのうち不登校児童等への支援については、震災が子供たちにさまざまな影響を与えている中で被災地の不登校児童生徒の登校支援及び不登校等を未然防止するための相談体制の整備やいじめ、暴力行為等の課題を抱える学校等への支援の拡充、強化のための支援を想定しています。その他、健全な育成のための支援については、今後の被災地の子供たちの状況等に対応した事実を具体的に検討し、実施してまいりたいと考えております。

(伊東昭代保健福祉部長)

事業については来年度に実施したいということで検討しているところであります。来年度の当初予算の中に来年度実施できるものについては反映をさせて頂きたいということで検討中であり、また基金条例については、改正ということになれば、2月の定例会に提案をさせて頂きたいと考えております。

質問4 東日本大震災みやぎこども育英基金の余剰金約5.5億円の具体的な予算配分

未就学児から大学生までの震災遺児、孤児への支援金、奨学金を行っており

その必要額は約34億円に対し、寄附金は約89億円を超え、余剰金は約55億円を超える見通しであります。余剰金である約55億円の具体的な予算配分額をどのように考えているか、お聞かせ下さい。

答弁4 (村井嘉浩知事)

基金の予算配分については、深刻な心の問題を抱える子供たちへの心のケアに関する支援の規模が大きくなるものと考えておりますが、今後の震災復興に関する国の財源措置の動向等を踏まえ、引き続き検討してまいります。

質問5 震災前からのひとり親家庭の子供たちへの奨学金支給

次世代を担う子供たちが困難な生活状況にあるのは震災や交通事故や海難事故、病死や自死等によって違いが生まれるものではないのではと考えます。

高校や大学に進学したいと意欲のあるひとり親家庭の子供たちへ対象範囲を広げ、震災遺児、孤児同様、中学卒業時20万円、高校卒業時に60万円の奨学金を支給すべきであると提案いたしますが、ご意見をお聞かせ下さい。

答弁5 (伊藤昭代保健福祉部長)

基金の外拡充に当たっては寄附者の御意向に沿った活用が基本であることから、先月から寄附者への説明を開始しています。その際、多くの寄附者から、時間の経過とともに被災地における支援のニーズが変化することは理解できるので、使途の拡充に賛成であり、震災によってさまざまな影響を受けている子供たちのために活用していただきたいとのご意見をいただいたところであります。こうしたことから、県としては、基金の活用目的に震災以前からのひとり親家庭の子供たちへの奨学金支給を加えることは、現時点では難しいものと考えております。

なお、ひとり親家庭への支援に関する施策につきましては、昨年度策定いたしました第Ⅲ期新宮城県ひとり親家庭自立促進計画及び今年度策定予定の(仮称)宮城子どもの貧困対策計画に基づき、より一層推進してまいります。

質問6 基金対象範囲の拡充を受けての予算編成

この度、寄附金の対象範囲や支援の内容が拡充する方針が示されましたのでこれまで機会があるごとに質問してきた交通・海難遺児・孤児への教育手当への検討も必要ではないでしょうか。一般財源分で充当してきた部分をこの基金から繰り入れし、予算を編成する考え方も検討すべきであると考えますが、ご

意見をお聞かせ下さい。

答弁6 (高橋仁教育長)

交通事故及び海難事故による遺児等に対する交通遺児等教育手当につきましては、昭和49年度から行っており、昨年度から新たに月額支給金に加えて一時金を支給できるように改正したところであります。この財源として東日本大震災みやぎこども育英基金を繰り入れることは、東日本大震災によって被災した子供たちを支援するという基金条例設置の趣旨にかんがみると、現段階では困難なものと考えております。一方において、交通遺児等教育手当については、より手厚い配慮が必要であるというご意見や用途を示した寄附も寄せられているところであります。県としましては、このような皆様のご厚意にこたえるよう、交通遺児等教育手当の制度の運用に努めてまいります。

【大綱2 震災復興とその先を見据えた社会資本整備について】

質問1 維持管理時代へ向けた総合計画の策定期期と必要予算額

宮城県では平成17年度から社会資本の長寿命化対策として、みやぎ型ストックマネジメントに取り組んできましたが、東日本大震災により地域によっては社会資本そのものが喪失するなど、状況が一変してしまいました。これからの宮城を見据えた県全土のグランドデザインの総合計画を作るべきであります。今後の維持管理時代へ向けた対策としての総合計画の策定の時期と必要予算額を含めた知事のご意見をお聞かせ下さい。

答弁1 (村井嘉浩知事)

我が県では、公共土木施設など社会資本の長寿化対策として、平成18年にみやぎ型ストックマネジメントガイドラインを策定し、従来の事後保全型の管理から予防保全型の管理への転換に取り組んでいるところであります。ご指摘のとおり、インフラを含む公共施設等の老朽化対策は全国的にも大きな課題となっており、国は各地方公共団体に対し、今後の公共施設等の管理にかかる基本的かつ総合的な方針に関する計画の策定を要請しているところであります。我が県においても、公共施設等の計画的な管理の重要性にかんがみ、現在、道

路等のインフラを含む公共施設等を対象に、管理に関する基本的な方針や今後の維持、更新に要する費用の推計等の作業を進めており、来年度の早い時期での策定、公表を行う予定であります。

質問 2 国土強靱化地域計画の基本的考えとその策定期期

国においては平成25年12月に防災・減災に資する国土強靱化計画が示されておりますが、震災復興を優先する本県では震災復興を除く通常業務においては震災前の水準を大きく下回っているのが現状です。また、国土強靱化に関する施策による県や市町村事業はわかりづらい状況であります。

震災復興計画との兼ね合いを含めた国土強靱化地域計画の基本的考えとその策定期期についてもお聞かせ下さい。

答弁 2 (村井嘉浩知事)

国土強靱化基本法においては、地方公共団体のさまざまな分野の計画等の国土強靱化に関する指針として地域計画を策定することができるとされております。県といたしましては、大規模な災害等が発生しても被害が最小限にとどまり、迅速に回復できる地域社会が構築されるよう、東日本大震災から得られた教訓を踏まえ、震災復興計画との整合性も図りながら、平成28年度以内を目途に地域計画を策定してまいります。

質問 3 国土強靱化基本法の施行以降の国からの財政支援のあり方

これまでも社会資本整備における維持、更新やそのための点検、調査など国からの財政支援を受けていたと思いますが、国土強靱化基本法の施行以降の国からの財政支援のあり方と具体的な県事業があればお聞かせ下さい。

答弁 3 (村井嘉浩知事)

国の財政支援については、各省庁所管の施設整備や防災などの補助金等の交付の判断に当たり、一定程度配慮するとされておりますが、その具体的な内容は明らかにされておられません。県においては、国土強靱化の理念を踏まえ、国の支援内容を見きわめながら、今後とも必要となる社会資本整備などに取り組んでまいります。

質問 4 気候変動を加味した降雨強度式の算定、地下式雨水槽の技術開発など

への対応

県では災害に強い県土づくりのため、河川維持管理計画と水防計画を抜本的に見直しすることが示されましたが、最近の異常気象によるゲリラ豪雨の頻発や台風の大型化への対応など、気候変動を加味した降雨強度式の算定、地下雨水槽の技術開発の対応等は今の時代に合った見直しの時期に来ており、上記2つの計画同様に抜本的見直しが必要と考えます。ご意見をお聞かせ下さい。

答弁4 (遠藤信哉土木部長)

平成4年に策定いたしました防災調整池設置指導要綱では、宅地や工場用地などの開発による河川への流出増加を抑制するための防災調整池について、貯留型防災調整池の設置を原則として指導を行っているところであります。放流量の算出に用います降雨強度式は平成元年に作成しており、その後、平成2年や平成6年の豪雨などを踏まえ、平成8年版に改訂し、現在この降雨強度式により防災調整池の設計指導を行っております。頻発しておりますゲリラ豪雨の異常気象に対応するため、近年の気象データの分析結果に踏まえ現在降雨強度式の見直しとそれに伴う河川の治水安全度の検証を行っており、防災調整池につきましても、来年度を目途に新しい降雨強度式を採用することとしております。また、貯留型のみならず浸透型防災調整池などの新しい技術開発も進んでおりますことから、雨水貯留浸透技術協会が策定しております技術指針案などを参考に、県の指導要綱の見直しについても検討してまいります。

質問5 災害公営住宅整備業における雨水貯留浸透事業について

国土交通省において、平成19年3月、浸水被害が頻発する都市における安全の観点から、雨水貯留浸透の事業の連携強化をすることが示されておりますが、これまで復興事業における本県各被災市町の土地区画整理事業や防災集団移転事業、災害公営住宅整備において、雨水貯留浸透事業はしっかり行われているのでしょうか。お聞かせ下さい。

答弁5 (遠藤信哉土木部長)

近年の地球温暖化との関連も指摘されております局所的な集中豪雨が我が県でも増加傾向にあり、大量の雨水を河川等へ排除できないことによる浸水被害が発生しております。このため、国土交通省では、総合的な治水対策の一環として、平成19年度より雨水流出を抑制するまちづくりを目的に、下水道総合対策緊急事業などによる雨水貯留浸透施設の整備を推進しております。復興途

上にあります我が県におきましては、被災しました雨水排水施設の復旧を最優先に取り組みますとともに、被災市町では防災集団移転促進事業や被災市街地復興土地地区画整理事業などの復興事業におきまして、防災調整地や地下貯留槽などの雨水貯留施設を積極的に整備し、豪雨などによる浸水被害対策を講じているところであります。各市町におきます復興事業では、雨水貯留施設を活用した浸水被害対策を進めるとともに、現地の条件や事業者の意向を踏まえながら、雨水浸透施設の整備につきましても検討してまいりたいと考えております。

質問6 流域対策としての雨水貯留浸透事業を含めた総合的な治水対策事業の展開

県内の浸透力が弱い地域や河川氾濫のおそれがある流域周辺においては、その地区の浸水被害軽減のため、国・県・市町村の縦軸の連携強化と各施設を管理する組織を横軸に横断させ、行政が先導的役割として流域対策としての雨水貯留浸透事業を含めた総合的な治水対策事業を展開すべきであると考えます。縦軸としての国・県・市町村との連携のあり方や横軸としての組織横断型の県事業のあり方を含め、ご意見をお聞かせ下さい。

答弁6 (遠藤信哉土木部長)

近年の全国的な集中豪雨などの多発などによって、浸水被害対策は極めて重要な課題となっており、個々の事業がそれぞれ別に対処するのではなく、河川や下水道、道路、公園、農地、教育施設などを所管する県庁内の関係部局が一体となって、国や市町村と連携を図っていくことが必要であると認識しております。県では、浸水被害がたびたび発生しております現状を踏まえ、ハード対策の「流す、ためる」ソフト対策の「備える」が一体となった、みやぎ総合治水モデルの構築に向けて取り組むこととしています。このため、庁内の横断的な連絡会議を設置し、総合的な治水対策の必要性についての合意形成を図るとともに、流域貯留の促進や地域防災力の向上など、具体的な対策を検討してまいります。また、総合的な治水対策を推進するに当たりましては、流域ごとに住民への意見聴取等を行うとともに、国、県、市町村で相互に連携を図りながら、各流域の計画策定に取り組んでまいります。

質問7 国道286号線の山田付近から人来田付近までの交通渋滞解消に向けた対策

市道鹿野人来田線、旧286号線の一部区間の通行止めが続いております。

本年12月末まで片側交通での暫定的な供用開始を目指して、現在道路復旧工事を行い、暫定供用後も二車線の全面供用再開に向けた復旧工事が進められていくところであります。

高速道路における主要渋滞解消箇所に指定されておりますこの区間は、交通量の増加により更に輪をかけひどい渋滞状況で新たな交通渋滞解消策が必要です。

旧仙台南部道路の仙台南インターから今泉インターまでの四車線化の必要性、山田インターの改良工事等の要望が寄せられているところでありますが、今後の国道286号線の山田付近から人来田付近までの交通渋滞解消に向けた必要性に対するお考えとその対策をお聞かせ下さい。

答弁7 (遠藤信哉土木部長)

国道286号線は仙台市と山形市を結ぶ広域的な幹線道路であり、仙台市太白区人来田付近から市内中心部までの区間は、都心部へ向かうほかの放射線道路と同様に朝夕に交通が集中する主要渋滞箇所となっており、ソフト、ハード両面からの総合的な対策が必要であると認識しております。人来田付近から山田付近を含みます区間につきましては、並行する仙台南部道路の建設に合わせまして四車線化工事が完成しておりますことから、更なる現道の改良が難しいものと考えておりますが仙台南部道路につきましては順調に交通量が伸びておりますことから、現在、NEXCO 東日本において、長町インターチェンジから今泉インターチェンジへまでの区間の四車線化が検討されていると伺っております。将来的に全線の四車線化と山田インターチェンジへのフル化が図られれば、仙台南部道路全体の交通状況の改善と、国道286号の渋滞緩和に大きく寄与するものと考えております。県といたしましては引き続き関係機関と連携を図りながら、渋滞対策に取り組むとともに、仙台南部道路の整備について、NEXCO 東日本に働きかけてまいります。

質問8 東北地方を牽引する県境整備を含めた宮城県の社会資本整備の考え方

宮城県の社会資本はこれまでの投資や震災からの復旧・復興による投資によりインフラストックが築かれ、今後も進んでまいります。これらの社会資本ストックは本県の強みとして民間企業の新たな投資を呼び込んでおりますが、沿岸部と内陸部をつなぐ市町村や橋梁やトンネル、そして県境を超えた道路整備や火山・林野火災対策などについては遅れており、改善すべき弱みであるといえます。

これらを踏まえて、地域連携の強化が商業・医療・行政等の機能を活性化さ

せ、防災・減災対策の強化にもつながるものと考えますが、東北地方を牽引する県境整備を含めた宮城県の社会資本の考え方を、長所、短所にも踏み込んでいただき、ご意見をお聞かせ下さい。

答弁 8 (遠藤信哉土木部長)

県では、これまで骨格となる道路、港湾、空港など基幹的な社会資本整備に取り組んできたところであり、その結果、これらの施設が我が県の産業経済の発展に大きく寄与してきたものであります。今後は地方固有の資源や多様性を活かしながら、各圏域と仙台都市圏、東北唯一の国際拠点港湾である仙台塩釜港及び仙台空港などとの連携を強めることにより、それぞれの機能を高め合う地域構造を構築していくことが重要であると考えております。一方、東日本大震災におきましては、国道347号が冬期通行止めであったため、支援物資の輸送などの機能を発揮できなかったこともあり、東北自動車道や三陸自動車道の縦軸とこれらを結ぶみやぎ県北高速幹線道路や県際道路などの横軸で構成する防災道路ネットワークの重要性を強く認識したところでございます。このことを踏まえまして、県境部におきましては、国道108号花山バイパスや、通年通行を目指す国道347号などの整備を進めてきたことがあり、これまで以上に隣県との交流連携強化に大きな役割を果たすものと考えております。県といたしましては、震災からの復興のみならず、東北の持続的発展に大きく寄与する防災ネットワーク早期構築に向けて引き続き鋭意取り組んでまいります。

質問 9 中長期戦略としての宮城県版ニューディール政策の策定提案

戦略的な投資とマネジメントの最適化を図り、県民の理解と地元建設業の協力を得ながらも、国の国土強靱化対策とも連動し、社会資本老朽化対策、気象変動に伴う減災対策を両軸とした、社会情勢や単年度会計である財政事情に左右されない中長期戦略としての宮城県ニューディール政策の策定を提案いたしますが、ご意見をお聞かせ下さい。

また、これから社会資本整備は維持管理時代に突入していく時代であります。地域整備計画の見直し、いわゆる雨水対策を含めて見直す点が多々あると思います。これを次の世代に先送りすることはできません。また、事業者にとっても将来の担い手の育成につながっていき、すべてにおいて良い関係が構築されるという思いから提案をさせていただきましたがどうお考えでしょうか。お聞かせ下さい。

答弁 9 (村井嘉浩宮城県知事)

社会資本老朽化対策や防災・減災対策は、安全で安心な県民生活や社会経済活動を支えるためには欠かせないものであり、その実施に当たっては、時代の変化や要請を見据え、中長期的な視点から戦略的に取り組む必要が認識しております。現在、我が県においては、復興関連事業の実施が最優先であり、いまだ多くの事業が残されておりますことから、社会資本整備等による経済対策については、これらの進捗状況や社会情勢、景気動向、財政事情などを見定めて総合的に判断すべきものであると考えております。

また2つ目の質問に対しては、事業者の方たち、建設業界等の皆さんとお話をしておりますと、当然、山・谷というのはあるのですが、全く見通しが見つからない。事業者としては谷に合わせて人材の確保等をせざるを得ません。平成27年9月関東・東北豪雨のような突発的な大きな災害が起こった時は非常に困る事態となります。そういった意味では、長期のスパンを持って、事後保全型ではなく予防保全型で早目早目に手を打つ。そうすることによって予算を抑えることもできますので、そういった計画をしっかりとつくって早めに提示をしてもらいたいと考えております。そうすることによって、準備をし、人材育成ができるという旨のお話を聞いておりましたので、そのような趣旨で私も土木部長も答弁させていただきました。

【大綱3 高齢化社会に直面する医療、介護のあり方について】

質問1 平成37年の介護職従事者の数値目標とその実現に向けた計画

今後の高齢化社会、そして、介護問題に対しては様々な角度から向き合っていく機運が国を挙げて高まっていくものであると期待しているところでありますが、本県でも知事のリーダーシップのもと、介護福祉施設拡充による環境整備が進められてきました。

施設整備としてのハードな部分の拡充を今後さらに推進していくためにも、人材の確保とその労働環境の整備、いわゆるソフトの部分を改めて検証していく必要があると考えます。

さらなる高齢化社会の進行が危惧される中、10年後の平成37年における介護従事者の数値目標とその実現に向けた計画があれば具体的にお聞かせ下さい。

答弁1 (村井嘉浩知事)

介護職員については、10年後の平成37年に約4万5千人が必要であり、平成25年の約2万8千人に加えて、約1万7千人の職員を新たに確保する必要があると見込まれることから、介護人材確保は、早急かつ早期的に取り組むべき課題であると認識をしております。県といたしましては、みやぎ高齢者元氣プランに基づき、若年層から中高年層までの幅広い年代層への働きかけなど多様な人材の参入促進、キャリアアップ支援等による職員の資格向上、新人議員の交流促進、経営者等のマネジメント力の向上等による労働環境・処遇の改善を3つの柱として、宮城県介護人材確保協議会等と連携し、効果的な人材確保に取り組むこととしています。

質問2 宮城県版介護職におけるマイスター制度の創設提案

宮城県介護福祉人材確保協議会の設置や宮城県福祉人材センターなどで、人材確保に対する具体的な取り組みが進められております。しかし、多くの人々が働くことを希望する職場として、仕事に対するやりがいや魅力を感じてもらえるような環境の整備も同時進行で進めなければならないものと考えます。

仕事における専門性の技術の高さを証明するマイスターと呼ばれる資格制度を設けている職業が多くあります。ぜひ県が指導となって、宮城県版介護職におけるマイスター制度の創設を提案いたしますが、ご意見をお聞かせ下さい。

答弁2 (伊東昭代保健福祉部長)

介護の仕事の専門性と技術の高さを示す仕組みについては、国において企業や事務所ごとに個別に行われている職業能力評価に共通の物差しを導入し、仕事へのやりがいや処遇改善につなげる介護プロフェッショナルキャリア段位制度が創設されております。しかし、介護現場において評価業務の負担が大きいことや認定に要する期間が長いことなどの課題があり、平成27年度までに認定取得者数2万人の目標に対して10月末現在で801名となっており、国で制度の性格や位置づけなどを見直しているところでもあります。県といたしましては、国の見直し状況を注視するとともに、介護事務所における職位、職責、職務内容に応じた任用要件と賃金体系の整備等の促進や、介護職員の意欲や能力に応じたキャリアパスに必要な知識や技術等を身につけるための研修などキャリアアップの仕組みづくりに取り組んでまいります。

質問3 介護事業者等への顕彰制度の提案

宮城県版介護職におけるマイスター制度にあわせ、介護事業者等への顕彰制度も提案いたしますが、ご意見をお聞かせ下さい。

答弁3 (伊東昭代保健福祉部長)

優れた取り組みを行った介護事業等を的確に評価し、その情報を広く公開することは、介護の現場で働いている方々が仕事のやりがいと魅力を実感できる有効な取り組みであると考えております。御提案のあった介護サービスの質の評価については、現在国で調査研究が行われているところですが、県といたしましては、宮城県介護人材確保協議会において人材育成に取り組む優良な事業者の認証評価制度の実施や事業者の表彰について検討しているところであり、今後とも介護サービスの向上と魅力ある職場づくりを推進してまいります。